

北海道で使用する農業用貨物自動車 の車検期間伸長に関する要請

北海道の農業は、食料の安定供給や国土・環境の保全など多面的機能を発揮するなど重要な役割を果たしています。しかしながら近年、T P Pなど自由貿易交渉の進展や農産物価格の低迷などで経営は大変厳しい環境にあります。

経営規模が大きい北海道では、農業用に使用する自家用貨物自動車を1戸で1台以上所有しており、年1回の車検に要する費用も負担となっております。

このため本連盟は、都府県に比べ雪に覆われる農閑期が長く、使用期間や走行距離が短い実態などを踏まえ、農業用貨物自動車の車検期間の延長を長年にわたり国に求めてまいりました。その結果、平成24年に北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区の特例として、農業用貨物自動車の車検期間伸長が取り上げられ、法改正等を経て26年4月から十勝管内において「農業経営改善自家用貨物自動車活用事業」がスタートしました。

しかし、データ収集に必要となる調査表の回収数は、対象車両とされる台数を大幅に下回ったまま推移しております。このため、農業者や関係団体等の理解と協力の下で、活用事業における指定件数の拡大を円滑に進めるとともに、速やかに調査データの集積及び調査・分析を行なうことが求められております。

つきましては、早期に北海道全域で農業用に使用する自家用貨物自動車の車検期間の伸長が図られるよう、下記事項を要請いたします。

記

1. 北海道において農業用に使用している自家用貨物自動車（8トﾝ未満の中型自動車）について、使用実態などを十分考慮して、車検期間を自家用乗用自動車並み（初回3年、以降2年）に伸長すること。
2. 自動車の耐久性が向上している実態などを踏まえ、車検及び法定点検等における検査項目等について、より一層簡素化すること。

3. 「農業経営改善自家用貨物自動車活用事業」について、事業の円滑な推進やデータ収集が可能な限り短期間でスムーズに行なわれるよう申請手続きや事務の簡素化などを図ること。

(1). 「活用事業」への理解と協力を求めるため再度、説明会開催や関係団体等への働きかけを強めるとともに、事業申請における事務手続きの簡素化、保安基準適合標章の交付方法などを改善すること。

(2). 車検伸長に用いるデータ調査表の収集については、統計学に基づく適正な集計数を提示して進めること。

また、調査表の回収数を高めるため、指定整備事業者の協力体制を整えるとともに、調査表の記入項目などを簡素化すること。

以 上

2017(平成 29)年 8 月 日

北海道農民連盟
委員長 西原 正行